

8. ひとり親家庭等自立促進計画

平成14年(2002年)11月に母子及び寡婦福祉法の改正が行われ、ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭および寡婦)に対する子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的に展開することとされました。

佐賀県ではひとり親家庭等の自立を促進するための支援策を総合的、計画的に展開するために、平成17年(2005年)3月に「佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定(第2次計画:平成22年(2010年)3月策定、第3次計画:平成28年(2016年)3月策定)第4次計画:令和3年(2021年)3月策定)しました。

令和5年4月にこども家庭庁が創設されるとともに、こども基本法が施行されました。こうした動きを踏まえ、県では、令和7年3月に、佐賀県のこども施策全般を体系的にまとめた「佐賀県こども計画」を策定し、佐賀県こども計画のうち、こども施策への県の想いを「こども施策に関する方針」として示し、具体的な施策を「佐賀県こども施策実行計画」にまとめ、取り組むこととしました。「ひとり親家庭等自立促進計画」は、「佐賀県こども施策実行計画」を形成する7つの計画の一つとなっています。



(1) 基本理念

ひとり親家庭の自立とこどもの健やかな成長を促し、生活の安定と向上を図ることができるよう、個々のひとり親家庭に寄り添った支援に取り組みます。

(2) 基本方針

- 子育て・生活支援
- 就業支援
- 養育費の確保支援
- 経済的支援

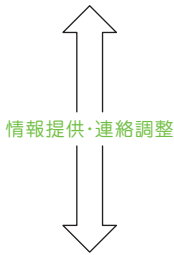
(3) 計画の期間

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

(4) 県、市町等の連携と相談機能、情報提供の充実

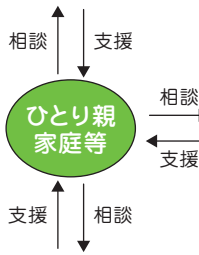
佐賀県・ひとり親家庭サポートセンター

- 就業・自立支援センター事業
- 養育費確保のための広報・啓発
- 各種施策の推進
 - 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
 - 児童扶養手当の支給
 - ひとり親の資格取得支援
 - 日常生活支援事業
 - ひとり親家庭生活支援事業
 - 学習支援ボランティア事業
 - 在宅就業支援 等
- 母子・父子自立支援員等による相談・助言
- 「ひとり親家庭のしおり」等による各種制度の周知 等
- 相談機能の強化
- 情報提供の充実



市

- 各種施策の推進
 - 児童扶養手当の支給
 - ひとり親の資格取得支援
 - 医療費助成事業
 - 子育て短期支援事業
 - 母子生活支援施設による支援 等
- 母子・父子自立支援員による相談・助言 等



町

- 各種施策の推進
 - 医療費助成事業
 - 子育て短期支援事業

情報提供・連絡調整

国等

佐賀労働局
ハローワーク

- 各種施策の推進
職業相談・職業紹介事業
 - 特定求職者雇用開発助成金
 - トライアル雇用事業 等

母子父子福祉団体 等

- 就業相談事業
- 各種研修事業 等

民生委員、児童委員

- 相談・助言 等

情報提供・連絡調整